

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 大森 純一 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒107-0052 日本国東京都港区赤坂7-5-47 U&M赤坂ビル2F		発送日 (日.月.年) 28.05.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 P19-0502W000		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/008460	国際出願日 (日.月.年) 04.03.2019	優先日 (日.月.年) 29.11.2018	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B65D47/34(2006.01)i, B65D83/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 花王株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 17.05.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 植前 津子	3N 9438
		電話番号 03-3581-1101 内線 3361	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-33	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-33	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-33	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2018-52610 A (株式会社吉野工業所) 2018.04.05,
段落[0001], [0017]-[0018], [0025]-[0027], [0043]-[0048], [0085], [0088],
図1, 3, 7(ファミリーなし)
- 文献2 : KR 10-2016-0098115 A (APOLLO INDUSTRIAL CO., LTD.) 2016.08.18,
段落[0016]-[0017], [0023]-[0027], 図2, 4 (ファミリーなし)
- 文献3 : JP 2008-259932 A (花王株式会社) 2008.10.30,
段落[0001], [0009]-[0010], [0016]-[0017], [0026]-[0027], [0030], 図1-3
(ファミリーなし)
- 文献4 : WO 2018/062236 A1 (花王株式会社) 2018.04.05,
段落[0010]-[0022], [0082]-[0083], 図3, 18
& JP 2018-193128 A & TW 201813894 A
- 文献5 : 日本国実用新案登録出願62-169938号(日本国実用新案登録出願公開1-77866号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム(株式会社丸一製作所) 1989.05.25,
明細書第7頁第20行-第8頁第3行, 第11-14図(ファミリーなし)
- 文献6 : JP 2003-253297 A (ライオン株式会社) 2003.09.10,
段落[0016]-[0017], [0032] (ファミリーなし)
- 文献7 : JP 2017-213486 A (株式会社丸一) 2017.12.07,
段落[0001]-[0005], 図2 (ファミリーなし)
- 文献8 : JP 2017-214147 A (株式会社ダイゾー) 2017.12.07,
段落[0035], [0038], 図6, 8 (ファミリーなし)

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1, 21 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性を有する。しかしながら、国際調査報告で引用された文献 1-3 より進歩性を有しない。

文献 1 (段落[0001], [0017]-[0018], [0043]-[0048], 図1, 3参照) には、泡が吐出される吐出孔 32a を有する吐出ヘッド 3 及び当該吐出ヘッド 3 に装着される吐出器用アタッチメント 90 を備える吐出器 1A において、前記吐出器用アタッチメント 90 が、一側で前記吐出孔 32a と接続され、他側に内側開口部 91e (第 1 開口に相当) を有する突出筒部 91 を含むこと、前記突出筒部 91 の周壁部に、側方開口部 91d (第 2 開口に相当) が形成されていること、が記載されており、特に段落[0048]の内側開口部 91e の外周縁部に関する記載からみて、当該内側開口部 91e の外周縁部は、少なくとも部分的に前記突出筒部 91 の周方向に沿って延在しているものと認められる。

本願請求項 1, 21 に係る発明と文献 1 に記載の発明とを対比すると、請求項 1, 21 に係る発明は、筒状部の前記一側に「多孔部」が設けられているのに対し、文献 1 に記載の発明は「多孔部」が設けられていない点で相違する。

上記相違点について検討すると、文献 2 (段落[0016]-[0017], [0023]-[0027], 図 2, 4 等参照) や文献 3 (段落[0001], [0009]-[0010], [0016], [0026], [0030], 図 1-3 等参照) に記載のように、泡が吐出される吐出孔を有する吐出ヘッド及び当該吐出ヘッドに装着されるアタッチメントを備える吐出器において、当該アタッチメントの吐出ヘッド側、すなわち一側に多孔部を設けることは周知であるから、上記文献 1 に記載の吐出器用アタッチメント 90 の一側に、当該周知の多孔部を設ける程度のことは、当業者にとって容易である。

請求項 2-3, 22-23 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性を有する。しかしながら、国際調査報告で引用された文献 1-4 より進歩性を有しない。

本願請求項 2, 22 について、文献 4 (段落[0010]-[0022], [0082]-[0083], 図3, 18 等参照) には、フォーマー機構により生成された泡が吐出ヘッドの吐出孔に設けられたメッシュを通過することで、よりきめ細かく均一になることが記載されており、文献 2 (段落[0026]-[0027]等参照) にも、同様なことが記載されているから、上記文献 1 に記載のアタッチメント 90 に周知の多孔部を設ける際に、多孔部の目開きをフォーマー機構により生成された泡の平均泡径より小さいものとするのは、当業者にとって容易である。

本願請求項 3, 23 について、多孔部として文献 2, 文献 4 に記載のようなメッシュを採用した際に、10%より大きい目開き率のものを選択することは容易である。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 4-6, 24 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性を有する。しかしながら、国際調査報告で引用された文献 1-5 より進歩性を有しない。

請求項 4, 24 について、文献 5（明細書第 7 頁第 20 行-第 8 頁第 3 行、第 11-14 図等参照）の記載からみて、ノズルの内径を、先端から基端に近づくにつれて小さくしたり大きくしたりすることは、当業者が適宜なし得ることであるものと認められる。また、上記文献 1 の特に段落 [0085] 及び図 7 には、突出筒部の先端側の内径が、基端部側の内径より大きくなっているものも記載されているから、当該突出筒部の内径を、基端部側、すなわち多孔部に近づくにつれて小さくする程度のごことは、当業者にとって容易である。

請求項 5-6 については、文献 1 の特に段落 [0017]-[0018]、文献 2 の特に段落 [0016]-[0017], [0023]、文献 3 の特に段落 [0009]、文献 4 の特に段落 [0017], [0021] 等を参照のこと。

請求項 7-17, 25-31 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性を有する。しかしながら、国際調査報告で引用された文献 1-6 より進歩性を有しない。

請求項 7 について、文献 4 の段落 [0014]、また文献 6（段落 [0016]-[0017], [0032] 等参照）に記載のような粘度の液体を採用することは、当業者が適宜なし得ることである。

請求項 8-9 については、文献 1 の特に段落 [0027]、文献 2 の特に段落 [0025]、文献 3 の特に段落 [0017]、文献 4 の特に段落 [0022] 等を参照のこと。

請求項 10 について、文献 2（段落 [0026]-[0027] 等参照）及び文献 4（特に段落 [0082]-[0083] 等参照）には、メッシュを備えたフォーマー機構により生成された泡が、アタッチメントや吐出孔側にさらに設けられたメッシュを通過することで、よりきめ細かく均一になることが記載されているから、上記文献 1 に記載のアタッチメント 90 に周知の多孔部を設ける際に、当該多孔部の目開き率をフォーマー機構のメッシュの目開き率より小さくすることは、当業者にとって容易である。

請求項 11, 25 について、文献 1 の段落 [0045] を参照のこと。

請求項 12, 15, 17, 26, 29, 31 については、文献 1 の段落 [0046]-[0048] に記載されており、さらに文献 1 の図 1, 3 等の記載からみて、側方開口部 91d の数や配置、寸法を、請求項 13-14, 16, 27-28, 30 に記載の程度とすることも、当業者にとって容易である。

（補充欄に続く）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 18-20, 32-33に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性を有する。しかしながら、国際調査報告で引用された文献 1-8 より進歩性を有しない。

請求項 18, 32 について、文献 7 (段落[0001]-[0005], 図 2 等参照) や文献 8 (段落[0035], [0038], 図 6, 8 等参照) の記載からみて、文献 1 における側方開口部 91d の周方向の幅を、基端側、すなわち一侧に進むにつれて小さくすることは、当業者が適宜なし得ることである。

請求項 19, 33 については、文献 2 の段落[0026]や、文献 4 の段落[0082]-[0083]の記載を参照のこと。

請求項 20 については、文献 1 の段落[0088], 図 1 を参照のこと。